

山口県報

令和4年
3月31日
(木曜日)

目 次

○告示
保安林の指定(山口市) (森林整備課)
道路の区域の変更(道路整備課)



山口県告示第九十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

令和四年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 保安林の所在場所

山口市阿東徳佐中字福合一二三八九の一(次の図に示す部分に限る。)、阿東徳佐下字スタイ谷一一四八九の一

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、山口市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び山口市経済産業部農林政策課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第九十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和四年三月三十一日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和四年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

道路の種類 一般国道
路線名 四九一号
道路の区域

区 間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
長門市油谷河原字東金山一〇七八五の一 地先から 同市油谷河原字東森一〇七九三の一 地先まで	旧	最狭 二九・〇〇	五九・五	
長門市油谷河原字東金山一〇七八五の一 の地先から 同市油谷河原字東森一〇七九三の一 地先まで	新	最狭 二九・〇〇	五九・五	

道路の種類 県道
路線名 美祢油谷線
道路の区域

区 間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
長門市俵山字嵩六九七九の二地先から 同市油谷河原字東森一〇七九三の一 地先まで	最狭 九・八	三・五	三、四七三・〇	

令和四年三月三十一日印刷

発行人所

山口県知事

及 び 長 門 市 俵 山 字 嵩 六 九 七 九 の 二 地 先 か ら 同 市 油 谷 河 原 字 東 金 山 一 〇 七 八 五 の 一 地 先 ま で 並 び に 同 市 油 谷 河 原 字 東 金 山 一 〇 七 八 五 の 一 地 先 ま で 長 門 市 油 谷 河 原 字 東 金 山 一 〇 七 八 五 の 一 地 先 ま で 同 市 油 谷 河 原 字 東 森 一 〇 七 九 三 の 一 地 先 ま で 長 門 市 俵 山 字 嵩 六 九 七 九 の 二 地 先 か ら 同 市 油 谷 河 原 字 東 金 山 一 〇 七 八 五 の 一 地 先 ま で 及 び 長 門 市 油 谷 河 原 字 東 金 山 一 〇 七 八 五 の 一 地 先 ま で 同 市 油 谷 河 原 字 東 森 一 〇 七 九 三 の 一 地 先 ま で			
新		旧	
最 狭 二 九 五 〇 〇	最 狭 七 六 九 〇 〇	最 狭 二 九 五 〇 〇	最 狭 八 一 九 〇 〇
五 九 ・ 五	二 、 一 六 〇 ・ 五	五 九 ・ 五	二 、 一 六 〇 ・ 五
一 般 国 道 四 九 一 号 の 道 路 の 区 域 (重 用)		一 般 国 道 四 九 一 号 の 道 路 の 区 域 (重 用)	
		ダ ブ ル ウ エ イ	